

# お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
FAX 67-2117

## 経済産業省の事業復活支援金について（国による支援）

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金が国より支給されます。

詳細については、事業復活支援金事務局ホームページ（<https://jigyou-fukkatsu.go.jp>）をご覧ください。

### ▶対象事業者

以下の①と②をいずれも満たす中堅・中小・小規模事業者、個人事業者等（※業種や所在地を問いません）

①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けた事業者

②①の影響を受け、自らの事業判断によらずに令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

### ▶給付額

〔基準期間（※1）の売上高〕－〔対象月（※2）の売上高の5倍〕  
※1 基準期間…「平成30年11月～平成31年3月」、「令和元年11月～令和2年3月」、「令和2年11月～令和3年3月」のいずれかの期間

※2 対象月…「令和3年11月～令和4年3月」のいずれかの月（基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

### ▶給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上▲50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（平成30年11月～令和3年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

### ▶申請期間

1月31日（月）～5月31日（火）

### ▶申請方法

事業復活支援金事務局ホームページから電子申請（申請前に登録確認機関による事前確認が必要になります）

### ▶申請サポート会場

電子申請が困難な方を対象に、申請サポート会場で補助員が手続きをサポートします。（完全予約制）

①山形会場：食糧会館4階（山形市旅籠町3-1-4）

②予約方法：事業復活支援金事務局ホームページまたは下記の相談窓口にて予約可能

### ▶問合せ先

事業復活支援金事務局 相談窓口 ☎0120-789-140  
（受付時間：午前8時30分～午後7時 ※土日、祝日含む全日対応）

## 事業継続応援給付金に係る申請期限の延長について

交付申請書の申請期限を1月31日から3月18日まで延長します。山形県事業継続応援給付金を受給された方等、以下の条件を満たす場合は申請ください。

### ▶目的

新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が落ち込み、経営の継続が困難となっている事業者を応援するため給付金を交付します。

### ▶対象者

山形県事業継続応援給付金を受給した事業者、または次のいずれにも該当する事業者。ただし、飲食店、タクシー事業（福祉輸送事業限定を除く）、農業は対象から除く。

- ①町内に本社又は本店を有する事業者
- ②令和3年4月から6月のいずれかの月の売上が、前年または前々年同期比で50%以上減少していること（※宿泊施設の場合は、宿泊を伴わない

宴会や飲食サービスに係る売上を差し引いて比較するものとする）

※令和2年6月2日以降に事業を開始した事業者の場合は、「前年または前々年同月」を「令和2年7月から令和3年5月のいずれかの月」と読み替えるものとする

- ③申請時点においても事業を行っており、また給付金の受給後も事業を継続する事業者

### ▶給付金の額

1事業者10万円

### ▶申請期限

3月18日（金）

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係  
☎67-2113

## 山形県飲食業等緊急支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により引き続き厳しい経営環境にある夜間営業の飲食店等が、年末の需要減を乗り越えて事業継続できるよう、県独自の給付金を給付します。

### ▶対象事業者

令和3年10月・11月・12月のいずれかの売上が、前年同月又は前々年同月と比較して30%以上減少した、県内で次の事業を営む方

- ①酒類を提供する夜間営業の飲食店（持ち帰り・配達飲食サービス業は対象外）
- ②カラオケボックス業（飲食を提供している事業者のみ対象）
- ③酒類卸売業（飲食店に対し、酒類を販売する事業者のみ対象）
- ④洗濯業（飲食店に対し、おしぼりをレンタル・リースしている事業者のみ対象）
- ⑤労働者派遣業（飲食店に対し、芸妓、コンパニオン等を派遣する事業者のみ対象）
- ⑥運転代行業

### ▶給付額

1事業者あたり20万円  
（※但し、次に該当する場合は30万円）  
・県内で対象事業を複数店舗経営する事業者又は従業員数が6名以上の事業者

### ▶主な要件

- ①県内に本社又は本店を置く中小企業・小規模事業者又は個人事業主
- ②通常営業で夜9時以降も営業し、かつ酒類を提供していること（飲食店の場合）
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施していること
- ④給付金の受給後も事業を継続する意思があること

▶受付期間 2月28日（月）まで※消印有効

### ▶申請方法

必要書類を給付金事務局へ郵送

※封筒に「給付金申請書在中」と朱書きしてください。  
※必要書類については、「山形県飲食業等緊急支援給付金特設サイト」をご確認ください。

(<https://yamagata-insyoku-kinkyu-kyufu.jp>)

### 【郵送先】

〒983-8799 仙台東郵便局留め（宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1DNP内）  
「山形県飲食業等緊急支援給付金」事務局宛て

### ▶問合せ先

山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター  
☎0570-783-075  
受付時間:午前9時～午後6時(土・日・祝日を除く)